

### Ⅲ. 月 次 計 画



## (1) 新規事業計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考			
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3		
制度共通	1 社会保険業務の業務・システム最適化計画の実施	・社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき見直しを実施する。		○													企 画 課 社会保険業務セク-		
	2 社会保険庁端末設備の更改	・20年4月に社会保険庁LANの更改を実施 ・庁LAN更改に併せ、オープン化される窓口装置(WM)を庁LAN端末としても利用可能とし、20年10月以降、端末の一人一台化を図る。	☆	○							○						総 務 課 社会保険業務セク-	①20年1～3月 業務端末オープン化 ②20年4月 庁LAN更改 ③20年10月 健保公法人分離後の レイアウト変更等に 併せ、一人一台化	
	3 コールセンターの整備	・中央年金相談室及び23箇所の年金電話相談センターについて平成19年度から順次集約化を進め、コールセンターを整備することにより効率的と機能の充実を図る。 具体的には19年7月に中央年金相談室を移転して第1コールセンターとし、20年3月に15箇所の年金電話相談センターを廃止して第2コールセンターを設置する。さらに20年8月に第3コールセンターを設置する予定。	○						○									企 画 課 社会保険業務セク-	
	4 介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療制度に係る特別徴収の実施	・介護保険料については、指定機関を経由する新たな事務処理方式による特別徴収の実施 ・国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料については、介護保険料と同様の事務処理方式により新たに特別徴収を実施	☆ ↑ 実施通知 廃止通知(※)	○													企 画 課 社会保険業務セク-	(※)経由先の変更に伴う通知・事務処理要領等の廃止通知(介護保険)	
	5 日豪社会保障協定の実施	・日豪両国の社会保険制度への二重加入の防止 ・日豪両国の年金制度の加入期間の通算															企 画 課 社会保険業務セク-	未定	
	6 日蘭社会保障協定の実施	・日蘭両国の社会保険制度への二重加入の防止 ・日蘭両国の年金制度の加入期間の通算															企 画 課 社会保険業務セク-	未定	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
医療保険	1 制度改正関係 (1) 平成18年医療保険制度改正に係る平成20年度施行分																	
	・後期高齢者医療制度の創設	・75歳以上の者→高齢者医療の被保険者(65歳～74歳の者であって、一定程度の障害の状態である旨の認定された者) →事業主に対する届出の勧奨	☆	○													医療保険課 社会保険業務センター	
	・自己負担割合の改正	・現行3歳未満(自己負担割合2割) →6歳に達する日以後の最初の3月31日以前(義務教育修学前)に拡大 ・高齢受給者の自己負担割合の据え置き	☆	○														医療保険課 社会保険業務センター
	・入院時生活療養費の支給対象者の拡大	・現行70歳以上→65歳以上に拡大	☆	○														医療保険課 社会保険業務センター
	・高額介護合算療養費の創設	・健康保険及び介護保険の自己負担限度額が高額である場合の負担軽減の観点から、高額介護合算療養費を新設(毎年8月1日から翌年7月31日の1年間の自己負担を合算し支給→21年度から)	☆	○														医療保険課 社会保険業務センター
	(2) その他	[健康保険法・船員保険法] ・概算介護給付費納付金の決定に伴う介護保険料率の改定														☆	○	医療保険課 社会保険業務センター
		[船員保険法] ・失業保険金日額表等の改正					☆	○										医療保険課
2 定期的な被扶養者認定状況の確認	・全国健康保険協会設立による被保険者証の切替えに伴う、被扶養者認定状況の確認を行う。	☆		○													医療保険課 社会保険業務センター	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考			
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3		
年金保険	1 制度改正関係																年金保険課 社会保険業務センター		
	(1) 平成16年制度改正関係 ・離婚時の第3号被保険者期間に係る厚生年金の分割	・離婚当事者等の婚姻期間のうち、被扶養配偶者が国民年金第3号被保険者であった期間の扶養者の厚生年金保険料納付記録を、按分割合2分の1で分割できる仕組みを導入。	☆	○														年金保険課 社会保険業務センター	
	・国民年金保険料額の改定	・平成20年度の新保険料額による保険料の収納を行う。																年金保険課 社会保険業務センター	
	(2) その他	・マクロ経済スライド特例の実施	☆	○													年金保険課 社会保険業務センター		
	2 国民年金未加入者の把握	・住民基本台帳ネットワークシステムを活用して34歳到達者及び44歳到達者の未適用者を把握し、適用勧奨等を実施する。				☆	○										年金保険課 社会保険業務センター		
		・国民健康保険組合等からの被保険者情報の提供による国民年金未加入者の把握の実施															年金保険課	未定	
	3 市町村からの電子媒体による所得情報の交換の実施	・強制徴収や免除勧奨において活用する所得情報について、電子媒体化を行い、市町村との効率的な情報交換を実施する。	○													○	年金保険課 社会保険業務センター		
	4 国民年金保険料に係る強制徴収の実施	・市町村から提供された所得情報を活用し、所得があるにもかかわらず度重なる納付督促にも応じない未納者に対しては、強制徴収を実施する。	○													○	年金保険課 社会保険業務センター		
	5 同業者団体等への収納業務の委託	・商工会に会員たる第1号被保険者の国民年金保険料の収納業務を委託する。	○													○	年金保険課 社会保険業務センター		
		・国民健康保険組合に当該組合の被保険者である第1号被保険者の国民年金保険料の収納業務を委託する。															年金保険課 社会保険業務センター	未定	
6 国民年金保険料収納対策強化社会保険事務局の指定	・納付率が低調な社会保険事務局を指定し、本庁による重点的な指導、支援を実施する。				☆											年金保険課			

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
	7 「ねんきん特別便」の送付	<p>・「5000万件」の記録との名寄せの結果、記録が結び付く可能性のある方に対しては、平成19年12月から平成20年3月までを目途に「ねんきん特別便」を送付する。</p> <p>また、それ以外のすべての年金受給者及び被保険者の方々にうち、</p> <p>①受給者については平成20年4月、5月を目途に</p> <p>②被保険者については平成20年6月から10月までを目途に</p> <p>「ねんきん特別便」を送付する。</p>	○														企 画 課 社会保険業務センター	
	8 免除手続きの簡素化 (ターンアラウンドの実施)	<p>・市町村から提供された所得情報を活用して、免除該当者には必要な項目を印字した申請書を送付し、簡単な記載事項を記入するだけで申請を可能とするターンアラウンド方式を導入する。</p>					☆		○								年金保険課 社会保険業務センター	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
制度共通	平成19年4月以降に実施される制度改正等に伴うシステム開発対応	・年金分割制度の創設 第3号被保険者についての厚生年金の分割 (平成20年4月施行)															社会保険業務センター	
		・国庫負担割合の2分の1への引き上げ (平成21年4月)																社会保険業務センター

(2) 表彰・月間・週間事業・調査計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考			
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3		
制度共通	1 表彰	・ 社会保険委員功労者に対する大臣表彰及び社会保険庁長官表彰							推 ○									企 画 課	
		・ 政府管掌健康保険・厚生年金保険事業功労者に対する社会保険庁長官表彰							推 ○									医 療 保 険 課 年 金 保 険 課	
		・ 社会保険労務士制度功労者に対する大臣表彰及び社会保険庁長官表彰							推 ○									企 画 課 (労働基準局)	
		・ 社会保険関係団体功労者に対する社会保険庁長官表彰							推 ○									総 務 課 企 画 課	
		・ 社会保険事務局・事務所グランプリ(SWOG)						○										サ-ビス推進課	
	2 社会保険委員の活動強化月間	・ 社会保険委員制度の普及を目的とした社会保険委員大会の開催及び活動強化のための講習会、研修会等を実施			☆								○	○				企 画 課	
	3 社会保険労務士試験									試 ○								企 画 課 (労働基準局)	
4 さわやか行政サービス推進月間	・ 行政サービスの総点検の実施等			○													サ-ビス推進課		
5 お客様満足度調査	・ 社会保険事務所等における窓口サービスに関するアンケート調査の実施						○									○	サ-ビス推進課		
6 窓口サービス実態調査	・ 民間の調査機関による窓口サービスの実態調査(いわゆる覆面調査)の実施																サ-ビス推進課	未定	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。



制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考			
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3		
医療保険	1 保険給付の適正化 ・ 船員保険の失業保険金給付適正化対策	・ 船員保険失業保険金不正受給防止啓発強化月間 (各県毎に強化月間を定める)		○														医療保険課	
		・ 漁船被保険者に係る失業保険の適用調査				○													
	2 表彰	・ 船員保険事業功労者に対する社会保険庁長官表彰						推薦 ○			表彰 ○	○						医療保険課	
	3 調査	・ 船員保険災害補償相当分収支状況調査		○															企 画 課
・ 老人保健加入者数等・介護保険被保険者数調査 (健康保険法第3条第2項被保険者・船員保険以外は、社会保険庁において調査)			○																
4 その他	・ 第50回船員労働安全衛生月間							☆	○									医療保険課 (国土交通省 海 事 局)	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
年金保険	1 表彰	・ 国民年金推進員及び国民年金事業功労者に対する社会保険庁長官表彰						■	■	○	○						年金保険課	
		・ ねんきん作品コンクール優秀作品に対する社会保険庁長官表彰									○	—	—	○			年金保険課	
	2 ねんきん月間	・ 11月をねんきん月間として位置づけ、各種の事業展開を行う。								☆	○					年金保険課 企画課	ねんきん月間 11月	
	3 調査	・ 老齢福祉年金等受給権者実態調査 〔 老齢福祉年金受給者等の所得状況の把握を行い、所得制限限度額設定の基礎資料とする。 〕									○	—	○				年金保険課	
・ 国民年金被保険者実態調査 〔 国民年金第1号被保険者について、収入、国民年金に関する意識、保険料未納の理由などを調査し、事業運営の基礎資料とする。 〕									☆	○			○			企画課	3年周期で実施	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

## (3) 会議計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
制度共通	1 社会保険事業運営評議会	・社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等事業全般について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図ることを目的として、社会保険事業運営評議会を開催する。															企 画 課	年3回実施
	2 全国社会保険事務局長会議												○	○			総 務 課	定例（1月又は2月）及び随時
	3 ブロック別社会保険事務局長・事務所長会議	・人事評価関係含む。					○	○		○							総 務 課	
	4 ブロック別地方社会保険監察官事務打合せ会			○	○						○	○					サービス推進課 経 理 課	
	5 統括地方社会保険監察官との打合せ			○					○					○			サービス推進課 経 理 課	
	6 全国社会保険委員事務打合せ会	・社会保険委員の活動をより効果的に行うため、事務打合せ会を開催する。				○											企 画 課	
	7 人事評価制度運営会議	・人事評価制度の運用や改善及び毎事業年度の評価項目について検討するために、人事評価制度運営会議を開催する。							○						○		総 務 課	
年金保険	年金給付業務に関する地方社会保険事務局等との事務打合せ会	・社会保険事務局及び社会保険事務所の職員に対し、事務処理に関する留意事項についての説明等を行うために、事務打合せ会を実施する。															社会保険業務課	随時

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(4) 広報計画（本庁実施分）

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
制度共通	1 医療保険及び年金保険制度に関する広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報	☆														総務課 医療保険課 年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
	2 社会保障協定・特例法施行の円滑な実施のための周知広報	・チラシ、各種媒体等を活用した広報	☆														企画課	具体的計画、実施月については別途通知
医療保険	医療保険制度改正等施行事務の円滑な実施のための制度周知広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報	☆														医療保険課	具体的計画、実施月については別途通知
年金保険	1 年金制度に対する理解と信頼の確保及び年金制度改正施行事務等の円滑な実施のための制度周知広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報を実施する。	☆	○												○	年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
	2 ねんきん月間	・ねんきん月間での各種事業展開に合わせて、適切な媒体を活用した広報を実施する。	☆									○					年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
	3 年度末の年金広報	・制度改正内容に係る事前周知等を適切な媒体を活用して実施する。	☆													○	年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(5) 監察等計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		
業務監察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険庁本庁（施設等機関を含む）並びに社会保険事務局及び社会保険事務所の業務監察を実施</li> <li>・ 外部委託の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務監察の主な視点                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の適正処理状況について</li> <li>・ 重点課題への取組状況について</li> <li>・ 前年度指摘事項の改善状況について</li> <li>・ 国民サービス向上の取組状況について</li> <li>・ 事故防止対策の取組状況について</li> </ul> </li> <li>○ 専門性の高い項目について外部の専門組織に委託して監察を実施する。</li> </ul>	☆		○+○ (地方庁)		○—○ (地方庁)				○—○ (地方庁)				サービス推進課	
会計監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険庁本庁（施設等機関を含む）並びに社会保険事務局及び社会保険事務所の会計監査を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会計監査の主な視点                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計機関における事故防止対策の取組状況</li> <li>・ 契約事務処理の適正性について</li> <li>・ 予算執行の経済性、効率性について</li> <li>・ 指摘事項の改善状況について</li> </ul> </li> </ul>	☆		○—○ (地方庁)			○—○ (地方庁)							経理課	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(6) 研修計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考			
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3		
全職員に対する研修	コンプライアンス研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令遵守</li> <li>公務員倫理</li> <li>個人情報保護</li> </ul>		○												○	総務課 企画課	原則、毎年度第1四半期中に実施。ただし、新たに採用された職員については採用後速やかに実施。(個人情報保護研修)	
社会保険大学校における研修 I 集合研修	1 職務階層別研修 (1) 新規採用者研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに採用された一般職員及び社会保険事務所長(民間企業経験者)</li> </ul> [一般職員 17日] [社会保険事務所長 60日]	☆	○													社会保険大学校	一般職員は大学校研修終了後事務局においても5日間の研修を実施	
	(2) 一般職員研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>採用後3年目の職員及びこの研修を修了していない者</li> </ul> [各期 65人 19日]	☆		○	○	○	○			○	☆	○	○	○		社会保険大学校	年9回実施	
	(3) 中堅職員専門実務研修 i) 基本	<ul style="list-style-type: none"> <li>庶務、会計等を担当する職員のうち、行政職俸給表(一)の2級で、職員としての業務経験が7年以上の者</li> </ul> [各回 70人 5日]	☆			○	○											社会保険大学校	年2回実施
	ii) 適用・徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該業務を担当する職員のうち、行政職俸給表(一)の2級で、職員としての業務経験が7年以上の者</li> </ul> [各回 60人 12日]											☆	○	○			社会保険大学校	年2回実施
	iii) 年金給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該業務を担当する職員のうち、行政職俸給表(一)の2級で、職員としての業務経験が7年以上の者</li> </ul> [各回 60人 12日]																社会保険大学校	年2回実施 (実施時期未定)
	iv) 国年適用・収納	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該業務を担当する職員のうち、行政職俸給表(一)の2級で、職員としての業務経験が7年以上の者</li> </ul> [各回 60人 12日]	☆		○	○												社会保険大学校	年2回実施

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月													主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
	(4) 中間監督者研修	・初めて地方社会保険事務所の係長又は社会保険事務所の課長となった者 [各回 70人 5日]					☆			○		☆		○	○	○	社会保険大学校	年4回実施	
	(5) 管理者研修 i) 総合相談室長 ii) 事務所長	・初めて総合相談室長となった者 [各回 50人 4日]																社会保険大学校	年2回実施 (実施時期未定)
		・初めて事務所長となった者 [各回 70人 4日]	☆			○	○											社会保険大学校	年2回実施
	2. 業務別研修 (1) 指導医療官	・指導医療官 [47人 3日]	☆							○							社会保険大学校		
	(2) 医療事務	・地方社会保険事務所の医療事務指導官、医療事務を担当する係長等 [47人 3日]	☆							○							社会保険大学校		
	(3) 社会保険審査官	・初めて社会保険審査官となった者 [47人 5日]					☆				○						社会保険大学校		
	(4) 人事事務	・初めて人事事務を担当する地方社会保険事務所の係長、業務調整官及び主任等 [47人 5日]					☆				○						社会保険大学校		
	(5) 人材育成推進者	・事務局の研修に関する業務を担当する者 [47人 4日]									☆			○			社会保険大学校		
	(6) 会計事務	・初めて会計事務を担当する地方社会保険事務所の副主幹、係長、業務調整専門官及び主任等 [一般課程47人 5日]					☆				○						社会保険大学校		
		・会計組織を担当する課長若しくは課長補佐等 [管理課程47人 3日]					☆			○							社会保険大学校		

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月													主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
	(7)年金給付・年金相談事務	・年金給付事務を担当する社会保険事務所の課長及びこれと同等の者 [47人 5日]															社会保険大学校	(実施時期未定)
	(8)適用・調査事務	・適用又は調査業務を担当する社会保険事務所の課長及びこれと同等の者 [47人 5日]					☆						○				社会保険大学校	
	(9)徴収事務	・徴収事務の滞納処分を担当する地方社会保険事務局の専門官、係長、社会保険事務所の課長、専門官及びこれらと同等の者 [一般課程 47人 12日] [指導者養成課程 47人 12日]					☆					○	○	○			社会保険大学校	年3回実施 ・一般課程は11・12月実施 ・指導者養成課程は1月実施
	(10)国民年金保険料強制徴収事務	・国民年金の保険料収納事務を担当する社会保険事務所の係長以上の職にある者 [基礎課程 47人 5日] [応用課程 47人 12日] [指導者養成課程 47人 12日]	(5~7月実施) ☆		○	○		☆									社会保険大学校	年5回実施 ・基礎課程は5・6月実施 ・応用課程は7・9月実施 ・指導者養成課程は10月実施
	(11)船員保険事務	・船員保険事務を担当する地方社会保険事務局の係長、社会保険事務所の課長、社会保険徴収専門官、船員保険調査官及びこれらと同等の者のうち、この研修を修了していない者 [40人 4日]					☆						○				社会保険大学校	
	(12)接遇指導者養成研修	・事務局、事務所の接遇向上推進リーダーの育成を図ることを目的として実施 [47人 4日]					☆							○			社会保険大学校	
II 通信研修	(1)国民年金保険料強制徴収実務研修（通信課程）	・職員の自学自習意欲を喚起・助長し、国民年金保険料強制徴収の職務遂行に必要な業務知識・技能の習得並びに向上を図ることを目的として実施 [200人程度]															社会保険大学校	(実施時期未定)
	(2)年金給付・年金相談研修（通信課程）	・職員の自学自習意欲を喚起・助長し、年金給付・相談業務の職務遂行に必要な業務知識の習得並びに向上を図ることを目的として実施 [200人程度]															社会保険大学校	(実施時期未定)
	(3)リニューアル研修	・3級職員に対し、直近の社会保険関係法令知識を付与することを目的として実施 [200人程度]															社会保険大学校	(実施時期未定)
III ブロック別研修	接遇指導者養成研修	・事務局、事務所の接遇向上推進リーダーの育成を図ることを目的として実施 [360人程度]															社会保険大学校	(実施時期未定)

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。



制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考			
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3		
地方社会保険事務局 ・社会保険事務所 における研修	1 新規採用者研修	・ 大学校研修で習得した基礎知識を実務に即応しうるものとするため、各種業務処理マニュアル等を活用し実施	☆	○												社会保険大学校			
	2 新規採用者フォローアップ研修	・ 大学校研修終了後6か月程度経過後、理解度診断テスト・討議等を実施					☆			○						社会保険大学校			
	3 新規配属者研修	・ 新規配属者に対し、配属先の事務処理、制度知識等の早期の習得を図るために実施	☆	○												○	社会保険大学校		
	4 各種研修	・ 職域に応じ、日常の業務処理に関する研修、地域性の高い事柄に関する研修、伝達研修等を、大学校の研修との連携に配慮しつつ、効果的に実施	☆	○													○	社会保険大学校	
	5 国民年金推進員研修	・ 採用時及び随時に資質の向上を図るために実施		○													○	年金保険課	
社会保険事業に携わる非常勤職員等を対象とした研修	1 国民年金推進員研修	・ 国民年金推進員に採用されてから1年以上の勤務経験を有し、地方社会保険事務局・社会保険事務所における研修を終了している者 〔60人程度 3日〕					☆						○			年金保険課	年1回実施		
	2 主任年金相談専門員等研修	・ 主任年金相談専門員又は年金相談専門員の委嘱を受け、年金相談業務に携わっている者 〔50人程度 3日〕				☆							○			企画課 (社会保険業務センター)	年1回実施		
	3 主任年金相談員等研修	・ 主任年金相談員又は年金相談員の委嘱を受け、年金相談業務に携わっている者 〔100人程度 3日〕				☆							○			企画課 (社会保険業務センター)	年1回実施		
	4 社会保険指導員研修	・ 社会保険指導員の委嘱を受けている者 〔50人程度 2日〕				☆								○		企画課	年1回実施		
	5 社会保険委員研修	・ 社会保険委員の委嘱を受けている者 〔100人程度 2日〕				☆☆☆				○		○				○	企画課	10月、11月、2月実施	
	6 国民年金委員研修	・ 国民年金委員の委嘱を受けている者 〔50人程度 3日〕						☆		○							年金保険課	年1回実施	

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
全国健康保険協会設立に係る「業務・システム」のインストラクター研修	1 管理者・業務研修等	・ 社会保険庁から全国健康保険協会へ円滑な業務の移管を図るため、大学校において協会の職員となるべき者の中からインストラクター研修を行うとともに、各事務局において研修を実施する。		☆	○	—	○										医療保険課	詳細については調整中
					☆	○	—	○										

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

## (7) 保険局・年金局

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
制度改正関係	1 70～74歳の患者負担の見直しの凍結関係	・70～74歳の方の窓口負担について、平成20年4月から平成21年3月までの1年間、窓口負担を2割から1割に据え置くための所要の措置を講ずる。	☆	○						○							〔保険局〕 総務課 保険課 国民健康保険課 (社会保険庁)	
	2 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診・特定保健指導の実施関係	・特定健診・特定保健指導の実施に係る医療保険者の義務的な取組に必要な費用の助成を行う。	☆	○						○							〔保険局〕 総務課 (社会保険庁)	
	3 基礎年金国庫負担割合引き上げに関する法律の施行関係	・基礎年金国庫負担割合引き上げに関する法律の施行のための所要の措置を講ずる。	☆	○														〔年金局〕 年金課
会議関係	社会保険指導者講習会	・社会保険診療内容の向上を図るため、日本医師会等と共催し、地方社会保険事務局及び審査支払機関等職員への講習会を実施					☆		○								〔保険局〕 医療課	
調査関係	1 施設基準の届出状況等の報告				☆	○			○								〔保険局〕 医療課	
指導監査・事務指導関係	1 保険医療機関等の指導監査	・厚生労働省と地方社会保険事務局等の共同による実施分 (共同指導)  ・地方社会保険事務局等実施分 〔 ・集団指導 ・集団的個別指導 ・個別指導 ・監査 〕	☆		○				○								〔保険局〕 医療課 (地方社会保険事務局)  地方社会保険事務局	
	2 地方社会保険事務局に対する事務指導		☆		○				○								〔保険局〕 医療課	
その他	1 社会保険診療報酬支払基金関係功績者大臣表彰									○							〔保険局〕 保険課	
	2 健康保険組合関係功績者大臣表彰									○							〔保険局〕 保険課	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(参 考) 地方厚生局

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3
会議関係	1 健康保険組合等指導監査関係事務打合せ会	・健康保険組合、厚生年金基金及び国民年金基金関係事務の取扱い及び指導監査計画等について、地方厚生局担当者と地方社会保険事務局の併任職員で事務打合せ会を開催する。 〔開催地：地方厚生局所在地 北海道、宮城県、埼玉県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県〕	(監査計画等) ○													地方厚生局	随時
監査・事務指導関係	1 健康保険組合指導監査	・指定組合等に対する指導監査	(監査方針) ☆	○												地方厚生局	
	2 厚生年金基金指導監査	・指定基金等に対する指導監査		○												地方厚生局	
	3 国民年金基金指導監査	・職能型基金及び地域型基金に対する指導監査		○												地方厚生局	
	4 国民健康保険指導監督	・都道府県等に対する指導監督	(指導方針) ☆		○											地方厚生局	
	5 後期高齢者医療広域連合等の指導監督	・後期高齢者医療広域連合等の実施主体に対する指導監督	(指導方針) ☆		○											地方厚生局	
	6 確定拠出年金(企業型)導入企業等に対する指導等	・確定拠出年金制度(企業型)を導入しようとする企業及び導入した企業に対する指導等			○											地方厚生局	
	7 確定給付企業年金導入企業等に対する指導等	・確定給付企業年金制度を導入しようとする企業及び導入した企業に対する指導等			○											地方厚生局	
	8 保険医療機関等指導監査	・保険医療機関等に対する指導監督							(指導方針) ☆	○						地方厚生局	
	9 全国健康保険協会(都道府県支部)指導監督	・全国健康保険協会(都道府県支部)に対する指導監督							(指導方針) ☆	○						地方厚生局	
	10 社会保険診療報酬支払基金(都道府県支部)指導監督	・社会保険診療報酬支払基金(都道府県支部)に対する指導監督							(指導方針) ☆	○						地方厚生局	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。